

青梅市児童育成手当条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 20 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

所得税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市児童育成手当条例等の一部を改正する条例

(青梅市児童育成手当条例の一部改正)

第 1 条 青梅市児童育成手当条例（昭和 46 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(青梅市心身障害者福祉手当条例の一部改正)

第 2 条 青梅市心身障害者福祉手当条例（昭和 49 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の青梅市児童育成手当条例第4条第2項の規定は、平成31年6月以後の月分の手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の青梅市心身障害者福祉手当条例第2条第2項の規定は、平成31年8月以後の月分の手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、平成32年1月1日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、平成31年12月31日以前の療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。

青梅市児童育成手当条例等の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正する条例

- (1) 青梅市児童育成手当条例
- (2) 青梅市心身障害者福祉手当条例
- (3) 青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

3 改正の内容

手当の支給要件および所得の制限の規定について次のとおり改める。

改正後	現 行
同一生計配偶者	控除対象配偶者

4 施行期日等

- (1) 施行期日
公布の日
- (2) 経過措置

改正後の規定の適用について、必要な経過措置を置く。

青梅市児童育成手当条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市児童育成手当条例（昭和46年条例第42号））

改正後	現行	備考
<p>(支給要件) 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）ならびに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2)および(3) 略</p>	<p>(支給要件) 第4条 略 2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 (1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）ならびに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2)および(3) 略</p>	

○第2条による改正（青梅市中心身障害者福祉手当条例（昭和49年条例第39号））

改正後	現行	備考
<p>(支給要件) 第2条 略 (1)～(4) 略 2 前項の規定にかかわらず、当該障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。 (1) その者が20歳以上の場合において、その者の前年の所得（1月から7月までの手当については、前前年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>および扶養親族の有無および数に応じて、規則で定める額を超えるとき。 (2)～(4) 略</p>	<p>(支給要件) 第2条 略 (1)～(4) 略 2 前項の規定にかかわらず、当該障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。 (1) その者が20歳以上の場合において、その者の前年の所得（1月から7月までの手当については、前前年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>および扶養親族の有無および数に応じて、規則で定める額を超えるとき。 (2)～(4) 略</p>	

3 略	3 略	
-----	-----	--

○第3条による改正（青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第45号））

改正後	現行	備考
<p>（所得の制限）</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としな</p> <p>（1）対象者の属するひとり親家庭の父または母および養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）ならびに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父または母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母または父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>（2）略</p> <p>2および3 略</p>	<p>（所得の制限）</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としな</p> <p>（1）対象者の属するひとり親家庭の父または母および養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）ならびに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等（父または母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母または父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>（2）略</p> <p>2および3 略</p>	

<p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 第1条の規定による改正後の青梅市児童育成手当条例第4条第2項の規定は、平成31年6月以後の月分の手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。</p> <p>3 第2条の規定による改正後の青梅市中心身障害者福祉手当条例第2条第2項の規定は、平成31年8月以後の月分の手当の支給について適用</p>		
---	--	--

し、同年7月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の青梅市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、平成32年1月1日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、平成31年12月31日以前の療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。